

事業者向け補助金等申請サポート補助金 Q&A (R2.7.6 版)

Q1 「中小企業者」とは何ですか？

A1 「中小企業者」とは、以下の表のいずれかに当てはまる事業者です。(中小企業基本法第2条第1項各号)

(表 1)

業種	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
①小売業（飲食店を含む）	5,000 万円以下	50 人以下
②サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
③卸売業	1 億円以下	100 人以下
④その他の業種 (上記以外の全て)	3 億円以下	300 人以下

※雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の場合、尾道市内に本社・本店を有している事業者または事業所単独で社会保険労務士に申請代行を依頼し、ハローワーク尾道に雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の申請を行っている事業者を含みます。

Q2 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定を受けている、社会福祉法人や医療法人等の法人・団体についても対象となりますか？

A2 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金は対象となります。ただし、公益法人など行政からの補助金・委託費などの公的資金を受けている法人は対象外となる場合があります。

《補助対象法人・団体例》

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）など

※これらの法人が規模的に中小企業者に相当するかどうかについては、上記の(表 1)中のいずれかに当てはまる場合が相当することとなります。

なお、国、広島県、尾道市の事業者向け補助金等は、それぞれの補助金の支給決定を受けている事業者が対象となります。

Q3 消費税及び地方消費税は補助対象となりますか？

A3 補助対象になりません。

Q4 申請回数に制限はありますか？

A4 社会保険労務士への委託と行政書士への委託のそれぞれについて、1 事業者につき1 回限りの申請となります。雇用調整助成金等の支給決定ごとなど、社会保険労務士又は行政書士に報酬を複数回に分けて支払う場合には、上限額 10 万円を超えるまでなるべくまとめて申請してください。

Q5 市外・県外の社会保険労務士又は行政書士に業務を委託しても、補助対象となりますか？

A5 対象となります。

Q6 顧問契約を結んでおり、補助金ごとの委託契約書がありません。「契約を証する者の写し」は見積書に代えられますか？

A6 見積書に代えていただいて構いません。
ただし、見積書には委託料の内訳の記載が必要になります。

Q7 雇用調整助成金等又は事業者向け補助金等が支給されなかった場合でも、この補助金の対象になりますか？

A7 雇用調整助成金等又は事業者向け補助金等の支給決定を受けていることが要件のため、対象になりません。

Q8 社会保険労務士や行政書士による補助金の代理受領を行う場合、申請書に添付する請求書や領収書には、報酬額全額でなく、補助対象外経費（消費税及び補助上限を超える部分）部分のみの記載で問題ありませんか？

A8 報酬額全額が分かるように、社会保険労務士や行政書士から発行される請求書や領収書に、次のような記載をしていただくように依頼してください。

《記載例》

領収書 金 10,000円 ただし、〇〇〇〇申請サポート業務に係る報酬額 110,000円のうち、尾道市から代理受領する尾道市事業者向け補助金等申請サポート補助金 100,000円を除いた金額として

Q9 社会保険労務士又は行政書士に助言を受けて、申請書は自分で作成し、支給決定を受けた場合も対象になりますか？

A9 新型コロナウイルス感染症に関連するものとして、社会保険労務士又は行政書士からの請求及び支払いが確認できる書類が添付される場合には、対象となります。